

中世における常陸国衙の一断面

——税所氏の基礎的考察を中心として——

小 森 正 明

一 はじめに

古代律令制国家の地方支配の拠点であった国衙は、変質を遂げながらも鎌倉幕府成立以降も、幕府—守護による支配体制の重要な拠点として機能し続けていたことは、既に諸先学によって明らかにされてきたところである。

これらの問題に精力的にとりくんでこられた石井進氏⁽¹⁾によれば、鎌倉幕府は、「文書調進」の命令権を含む、いわゆる国衙在庁進退権を手中にしたとされる。

ここでいう「文書調進」とは、具体的には諸国大田文等の「国衙文書」⁽²⁾の調進を指すものと考えられるが、この大田文も、現存するものは、すべて鎌倉期以降に作成されたもので、国衙の手によって作成されたものが少なからず存在していることが指摘されている。⁽⁴⁾

以上のように、鎌倉幕府にとって、国衙のもつこのような機能の掌握が不可欠のものであったのは、一国規模で賦課される一国平均役や御家人役の基礎台帳としての「国衙文書」作成機能が、国衙以外ではなし得なかったという歴史的事実によるものであると考えられる。

また、中世後期の守護の大田文掌握の前提となっているのは、やはり鎌倉幕府以降継承された「国衙文書」調進の機能であることや、在庁官人の系譜をひく在地領主層の被官化が、当該期の守護にとって、大きな課題であったことも、既に先学によって明らかにされている。⁽⁵⁾

このように、中世における国衙の機能が重要な意味をもつに至っていたことは自明といえるであろうが史料的な制約によって、当該期の国衙の具体的なあり方を明らかにすることは難しい状況にあると思われる。

本稿でとりあげる常陸国には、国衙と関係の深い『税所文書』⁽⁶⁾及び『常陸国総社宮文書』⁽⁷⁾の二つの文書群を伝来しており、既にこれらの史料によって、島津久紀⁽⁸⁾、間宮幸恵⁽⁹⁾、義江彰夫⁽¹⁰⁾、斎藤利男⁽¹¹⁾各氏によって、

国衙及び国府の問題が論じられてきている状況にある。特に、義江、斎藤両氏の業績は、中世の地方都市として常陸府中を位置付けており、貴重な成果であるといえる。

本稿は、こうした史料及び諸業績に学びつつ、中世の国衙の一断面を常陸国衙を中心として考察したいと思う。特に、在庁官人の系譜をひく税所氏をとりあげ、税所氏の歴史的位置及びその役割について言及することによって、中世における国衙の側面を浮かび上がらせようとするものである。

二 税所氏の出自とその経済的基盤

十世紀を境として変質していった国衙機構の特質の一つは、いわゆる「所」とよばれる諸機関を成立せしめたことである。十一世紀に成立したとされる藤原明衡の著になる『新猿蓑記』⁽¹³⁾には、国衙の状況を「凡庁目代、若濟所・案主・健児所・検非違所・田所・出納所・調所・細工所・修理等、若御所・小舎人所・膳所・政所（以下略）」と記しており、既にこうした「所」が広範に成立していたことを伝えている。

このような広範な「所」の成立の背景として、義江彰夫氏は、郡が担っていた諸機能の国衙への集中・吸収という視角からとらえており、いわば王朝国家体制下での国衙機構の再編・強化の一環であるという位置付けをすることが可能であろう。

常陸国衙について検討を加えれば、十二世紀半ばには既に留守所の成立を⁽¹⁵⁾み、また諸史料によって、税所、健児所、国掌所などの「所」が、他国の場合と同様に成立していたことが推定できる。⁽¹⁶⁾

このうちの税所については、他国の例ではあるが、長保四年（一〇〇二）十一月一日の伊賀国税所封戸調庸租等注進状案を初見とするとされており、正税、官物等の賦課・徴収を司っていた国衙における中心的な機関であったことが明らかにされている。⁽¹⁸⁾

のちに、この税所を司った在庁官人の世襲・請負化によって、中世以降税所を姓とし税所氏を名乗る氏族も出現し、常陸国や大隅国、肥前国若狹国等にも、同様の氏族の存在が確認されるが、常陸国の税所氏は、税所を司っていた在庁官人の百濟氏が税所を姓としたものと推測され、現存する諸系図にもそのような記述がみえる。

表一は、現存する常陸国留守所下文等の署判を一覧にしたものである⁽²²⁾が、その発給主体はほぼ国司目代、百濟氏（のちの税所氏）、大掾氏の三氏に限定され、これらの三氏の国衙内での卓越した地位を読みとることが可能である。大石直正氏の研究では、こうした留守所下文等の署判のあり方を東国と西国とで比較し、東国の特徴として「辺境軍事貴族の系譜を引く豪族領主による国衙の上からの掌握」が顕著であるとされているが、従うべき見解であろう。

この表一の検討によって、おおよそ十三世紀末頃までは、むしろ国司目代と百濟氏（税所氏）による文書発給が中心的であり、むしろ百濟氏

表一 常陸国留守所下文等にみえる署判一覧

番号	年	月	日	西	曆	百	済	・	税	所	大	掾	目	代	・	国	司	代	出	典
18	元龜	三	六	五	一五七二	〔税所〕					大	掾	平	目	代				留守所下文案・吉田社三三〇号	
17	嘉吉	二	一	一五	一四四二	〔税所平〕					大	掾	平	目	代				留守所下文・山戸本二二二号	
16	応永	三	一	一五	一四二五	〔税所平〕					大	掾	平	目	代				留守所下文・山戸本二二二号	
15	文和	二	六	一五	一四二五	〔税所平〕					大	掾	平	目	代				留守所下文・山戸本二二二号	
14	貞和	三	一	一五	一四二五	〔税所平〕					大	掾	平	目	代				留守所下文・山戸本二二二号	
13	正和	四	六	二一	一三三七	〔税所平〕					大	掾	平	目	代				留守所下文・山戸本二二二号	
12	嘉元	四	八	一〇	一三〇六	〔税所平〕					大	掾	平	目	代				留守所下文・山戸本二二二号	
11	正安	三	九	二七	一二九七	〔税所平〕					大	掾	平	目	代				留守所下文・山戸本二二二号	
10	永仁	五	四	一	一二八七	〔税所平〕					大	掾	平	目	代				留守所下文・山戸本二二二号	
9	同	一〇	七	一	一二八七	〔税所平〕					大	掾	平	目	代				留守所下文・山戸本二二二号	
8	同	九	二	一	一二八六	〔税所平〕					大	掾	平	目	代				留守所下文・山戸本二二二号	
7	同	八	一	二九	一二八五	〔税所平〕					大	掾	平	目	代				留守所下文・山戸本二二二号	
6	弘安	五	七	一九	一二八二	〔税所平〕					大	掾	平	目	代				留守所下文・山戸本二二二号	
5	延応	一	三	一五	一二三九	〔税所平〕					大	掾	平	目	代				留守所下文・山戸本二二二号	
4	承元	二	七	一八	一二〇八	〔税所平〕					大	掾	平	目	代				留守所下文・山戸本二二二号	
3	同	四	七	一八	一一八〇	〔税所平〕					大	掾	平	目	代				留守所下文・山戸本二二二号	
2	治承	三	五	一	一一七九	〔税所平〕					大	掾	平	目	代				留守所下文・山戸本二二二号	
1	仁平	一	四	一八	一一五一	〔税所平〕					大	掾	平	目	代				留守所下文・山戸本二二二号	

〔註〕。〔一〕は花押及び花押影、在判等の有無を示し、これらが確認できることを示す。

。出典については、『吉田社』→『吉田神社文書』の略、『鹿島社』→『鹿島神社文書』の略、その他は本文中の扱いと同じである。

。『所三男氏持参文書』『文書拔萃』は、東京大学史料編纂所蔵。

（税所氏）の卓越した地位は明確である。大掾氏は、常陸平氏流の辺境軍事貴族の後裔であり、のち国衙内の大掾官の地位にあったことから大掾氏を称するに至った氏族で、十三世紀末～十四世紀以降署判の主体となることについては後述する。

では、百済氏は、どのような出自をもつ氏族であったのであろうか。

現存する税所氏に関する諸系図は、一様に百済貞成なる人物をその初祖として位置付けている。そして、その注記には「散位百済」「仁平元年」ともみえる。ここで想起されるのは、表一にみえる仁平元年四月八日の留守所下文案の存在であり、その署判「散位百済」及びその年紀から、この人物を貞成にあてていることが推測される。しかし、貞成なる

人物は、他の史料では確認されず、これらの系図の祖本が、どのようなものであったのかは、明らかにすることはできない。また、近年の成果によって、⁽²⁶⁾ 税所氏に伝来した系図が諸史料、諸系図をもとに作成された近世のものであることが明らかにされ、その意味では、それ以前の系譜を追究することは残念ながら現状では不可能である。

しかし、百済氏（百済王氏）と常陸国との関係は、例えば、『続日本紀』文武天皇四年（七〇〇）十月己未条に「直広参百済王遠宝為常陸守」とみえ、また同じく天平勝宝四年（七五二）五月辛未条に「從三位百済王敬福為常陸守」とあり、百済氏が常陸国守として深い関わりをもっていたことが推測できる。⁽²⁷⁾

百済氏は、当該期の対蝦夷政策に密接に関与しており、軍事貴族として対蝦夷政策の兵站基地にあたる常陸国の国守として赴任し、軍事的な役割を果たしていたものと考えられている。⁽²⁸⁾ 東国にはこの他にも七世紀段階に二千余の百済官民が還居させられている事実や、⁽²⁹⁾ 平将門の乱において百済王貞連が上総介から武蔵守に転任させられたという事実⁽³⁰⁾ から、広範に軍事貴族の後裔としての百済氏が展開していたことが知られるのである。

本稿で検討の対象としている百済氏が、これらの百済王氏一族の後裔であったかどうかは断定できないが、他の在庁官人にも国司の後裔と考えられる清原・伴・大中臣を名乗る人物も確認される⁽³¹⁾ので、百済氏もその一例としてとらえることが可能であると考えておきたい。

後に検討するように、中世においては太皇太后一族へ税所職が移譲されることとなるが、百済を姓とする一流も税所氏の一族として命脈を保っている姿を認めることができる。⁽³²⁾

さて、次に税所氏の経済的基盤について考えてみたい。

在庁官人層の経済的基盤は、基本的には在庁名に置かれていたと考えられる。弘安の大田文及び嘉元の大田文⁽³³⁾には、在庁名として総計百五十丁四段三百歩の田数が記され、国衙所在の南郡内に常安（恒安）、稲久、石光、稲貞、米吉、石宗、香丸、金丸、稲国、元久、稲富、延吉、恒岡等の在庁名が存在していたことが知られる。

右のうち税所氏は、当初元久名をその基盤としていたと考えられる。⁽³⁵⁾

先の兩大田文では「元久 四丁小」とみえるが、延元元年（一三三六）八月三日の平岡家成議状⁽³⁶⁾案では、「田数伍町参段半」とみえ、十四世紀中期段階では新たな開発等によってその田数が増加していることがわかる。これは元久名主の税所氏の開発によるものとみてよいだろう。しかし、弘安の大田文の田数が、いつ頃の実態の反映であるのかは不明であり、具体的な裏付けは残念ながらない。

しかし、税所氏は、以下みていくように、元久名のみにとどまらない所領・所職の集積を行っており、中世以降在地領主化の途をたどっていたことは、ほぼ誤りないであろうし、いわば在庁官人の土豪化の一環ととらえることができる。

中世を通じて、管見にはいった税所氏及びその一族の所領・所職は、

次のようである。

- (7) 在庁名である元久名及び稲国名内の田地・在家⁽³⁷⁾
 - (1) 上野国及び武蔵国内に散在する田畠・在家⁽³⁸⁾
 - (2) 南郡（府郡）内大橋郷及び中塩橋田在家等の国衙周辺の国衙領⁽³⁹⁾
 - (3) 吉田郡内吉田社神官等の沽却地の買得によるもの⁽⁴⁰⁾
 - (4) 税所職・健児所検断職・吉田社田所職⁽⁴¹⁾（半分）等の所職⁽⁴²⁾
 - (5) 役夫工米の一部の得分化⁽⁴³⁾
 - (6) 在庁官人大春日氏所領左衛門巷及び真壁氏領山田郷の押領・所領⁽⁴⁴⁾
- 化

税所氏の在庁官人としての所領は、基本的には(7)が中心であったものと考えられるが、鎌倉期以降、在地領主、御家人化によって、周辺地域あるいは遠隔地の所領の獲得を通じて所領の拡大を図っていたのである。これとともに、従来から掌握していた所職以外にも吉田社の田所職の獲得や、神官の所領の買得等によって所領の集積化を進展させている。

また鎌倉末期以降では、税所氏の国衙内での役割の一つである役夫工米の沙汰に関し、その一部を得分として認められている等、税所氏の経済的基盤の特質をあらわしている。

そしてさらに大掾氏の権威を背景として、周辺の在庁官人の所領や在地領主の所領の押領等の行動にでており、大掾氏のように国人領主的存在⁽⁴⁷⁾へと移行しつつある姿も認めることができるのである。

三 常陸国衙の構造と税所

古代末期の常陸国衙には、いくつかの「所」が成立をみていたことは既述のとおりである。そして、本稿で論じていくように、税所を司っていた在庁官人の百済氏が中世に至り、税所氏と称することになったのである。常陸国の場合、国司目代、大掾、百済（税所）の三氏主導による国衙機構の運営が図られていたが、表一を検討した結果十三世紀末～十四世紀初期までは、国司目代、百済（税所）の二氏主導による国衙運営であり、それ以降、税所、大掾両氏による主導となっていたものと考ええることができる。

では、こうした二氏主導のもとでの常陸国衙は、どのような構造をもっていたのであろうか。

常陸の場合、元応元年（一三一九）十月日の常陸国在庁・供僧等訴状断簡⁽⁴⁹⁾（前欠）が伝来しており、当該期の国衙の構造を知ることができる史料として、早くから注目されてきた。

長文ではあるが、全文を掲げておきたい。

何可無御優免御裁許哉由、以連署^(署)之愁状□□留守所之處、不被聞食入間、愁歎之余所□□訴也、然早且依公家御判、且任先規傍例証文之道理、永停止貞□□□大夫子孫等非抛偽訴、於奪取

稻者、^{〔被〕}□□^{〔大春日〕}糺返之、於車田者、如元光家可令領掌由、預御裁許、休
在^{〔署〕}序・供僧等之齋訴、為仰御芳許貴、各所捧連暑狀也、恐々言上如件、

元応元年十月 日

国 舍人 四人^{〔花押〕}

国 雑色 二人^{〔花押〕}

国 承 掌^{〔花押〕}

国 承 仕^{〔花押〕}

御 子 八 人^{〔花押〕}

一分 清 原 家 久

清 原 弘 成^{〔花押〕}

藤 原 氏 頼^{〔花押〕}

藤 原 近 行^{〔花押〕}

源 行 弘^{〔花押〕}

書生

伴 家 親^{〔花押〕}

平 忠 親^{〔花押〕}

藤 原 光 氏^{〔花押〕}

大 中 臣 親 光^{〔花押〕}

藤 原 家 重^{〔花押〕}

源 頼 行

藤 原 親 光^{〔花押〕}

藤 原 延 安^{〔花押〕}

中座

藤 原 末 重^{〔花押〕}
藤 原 正 依^{〔花押〕}
左兵衛尉藤原重久^{〔花押〕}

大 中 臣 行 綱^{〔花押〕}

大 中 臣 成 正^{〔花押〕}

大 中 臣 為 正^{〔花押〕}

百 濟 家 成^{〔花押〕}

藤 原 親 能^{〔花押〕}

掾官

清 原 師 近^{〔花押〕}

大 中 臣 親 成^{〔花押〕}

大 春 日 光 家^{〔花押〕}

左衛門尉大中臣盛光

清 原 師 幸^{〔花押〕}

右衛門尉藤原宗重^{〔花押〕}

左衛門尉平氏幹^{〔花押〕}

大 掾 平 時 幹^{〔花押〕}

序供僧

僧 隆 覚^{〔花押〕}

僧 永 春

僧 幸 明（花押）
僧 豪 空（花押）
僧 堯 範

惣社供僧并最勝講衆

僧 慶 誉
僧 行 源（花押）
僧 快 智（花押）
僧 覚 円（花押）
僧 良 円（花押）
僧 祐 円（花押）
僧 源 聖（花押）

同社最勝講衆

僧 業 術
僧 頼 源
僧 隆 専
僧 了 弁（花押）

この史料は前欠ではあるが、貞□□大夫子孫等の偽訴を停止し、奪い取った稲を糺返し、車田については大春日光家の領掌を認めるように訴えた訴状である。また、この史料から、既に連署をもつてした訴状を留守所に提出したがうけ入れられず、改めて「公家御判」によって裁許してほしいと訴えていることがわかり、恐らく、この史料は知行国主宛

のものであったと推測される。⁽⁵⁰⁾

さて、内容については以上であるが、注目したいのは、その署判である。既に、この署判については宮田俊彦⁽⁵¹⁾、石井進氏等によって十四世紀初期における国衙機構の構造を知る上で他に例をみない史料として位置付けが行われている。ここにみえる六十一名に及ぶ連署者は、次のようなグループに分類することが可能である。⁽⁵³⁾

I 在庁：(a) 国舎人、国雑色、国掌、国承仕、御子、(b) 一分（史生）

(c) 書生、(d) 中座、(e) 掾官

II 供僧：(f) 庁供僧、(g) 惣社供僧・最勝講衆、(h) 惣社最勝講衆

ここでの構成は、大きく在庁のグループと供僧のグループとに分けることができ、前者は、国衙の一般的な事務を執行した在庁官人の系譜をひく人々及び下級役人であるのに対し、後者は、惣社及び国分寺の祭祀、行事等を掌っていた僧侶集団である。

このような六十一名にも及ぶ在庁・供僧の組織が、この時期の他地域でも一般的なものであったのかどうかは、不明であるが、管見にふれたいくつかの例では、例えば大隅国の場合、天福二年（一二三四）の大隅国留守所施行状案には、「目代右衛門」⁽⁵⁴⁾をはじめとして「惣検」^(校カ)「税所」「田所」「大判」「任用」「前掾」等の二十人に及ぶ在庁官人の署判がみえる。また、出雲国では、杵築大社造管にあたっての建長元年（一二四九）六月日の出雲杵築社造管注進状に、⁽⁵⁵⁾

次東遊 舞人十人内 在庁八人 書生二人

(中略)

加陪従六人内 在庁官人 書生二人 国掌二人

等とみえ、相当数の在庁・書生・国掌等の在庁官人の存在を窺うことができる。

このような例から、鎌倉期には国衙機構が人的にも、ある程度まとまった形で残存していたことは確実であり、常陸の場合が必ずしも特殊な事例ではなかったものと考えられる。また、在庁の組織が在庁官人の利害を訴えている例は、大隅国の場合等にも確認され、広くみられた事態だったのではあるまいか。⁽⁵⁶⁾

そして、このような在庁官人・供僧等の組織が国衙を中心とする広がりをもつ領域の中で共同体としてのまとまりと、規制力をもっていたことは、既に義江彰夫氏によって指摘されるに至っている。⁽⁵⁷⁾ 具体的には、在庁・供僧等の譲与行為の際に作成される譲状に、「いらんさまだけ候⁽⁵⁸⁾露申て、府中をつい出せらるへく候⁽⁵⁹⁾」という文言が十四世紀初期より出現し、譲与にあたって大掾・税所を頂点とする国衙在庁官人・供僧中の承認を必要とすることが慣例化している。そして、違背にあたって府中追放（ほかならぬ在庁・供僧共同体からの放逐）の刑罰が科せられるとされている。

これらの文言を有する譲状の作成主体は、先の訴状の署判者として姿をみせる快智・伴家親等の供僧・在庁層である。先の訴状が、同じく在

庁層の大春日光家の車田領掌を知行国主へ訴えている点や、先の譲状の文言等から、十三世紀末期～十四世紀初期が、大掾・税所両氏を頂点とする在庁・供僧の共同体としての確立をみた時期とも考えられ、むしろ大掾氏による国衙機構の掌握が達成された時期とも推測される。表一でみたように、留守所下文等の署判に大掾氏の姿が一般化するのはやはり十四世紀以降である。

元応元年の在庁官人・供僧層を糾合して提出したあの訴状は、むしろ大掾氏による知行国主側へのデモンストレーションの意味をもち、国衙内で確固とした地位を築きあげたあらわれではなかったろうか。

因みに、先の掾官グループにみえる左衛門尉平氏幹は、石井進氏の指摘⁽⁵⁹⁾のように税所氏であると考えておきたい。このことによって税所氏は大掾氏と並ぶ掾官グループの中核として位置付けることが可能となると思う。

四 税所氏と大掾氏

常陸国における、いわゆる税所氏の史料上の初見は、管見では文永三年（一二六六）十二月十一日の関東下知状⁽⁶⁰⁾である。そこには「税所新左衛門尉平広幹」とみえる。

この関東下知状では、広幹の所領上野国大室荘東神沢後閑内田貳町参段・在家二字及び武蔵国賀美郡長浜郷内赤洲村内田陸段・在家壹字の領

有が安堵されており、このことから税所氏は鎌倉幕府の御家人であったことが知られる。同様に、正安四年（一三〇二）六月十三日の税所宗成和与状⁽⁶⁵⁾では、「鎌倉大番役」「京都大番役」の勤仕日数について定めているので、やはり幕府御家人としての立場は確実であろう。

さて、先の関東下知状で、平広幹なる人物が税所氏を名乗っていたことは注目される。平姓であり、かつ「幹」の文字を名前に使用しているのは常陸平氏一族の特徴と一致し、このことから税所氏は既に常陸平氏一族と化し、存立していたことは明らかである。

表一で言及したように、留守所下文等の署判も、十四世紀初期以降には確実に「税所平」と署判しており、むしろ先の関東下知状の存在等から、十三世紀初期には、平姓税所氏の成立をみていたことが推測される。

常陸国衙の機構内で、目代、税所氏と共に卓越した地位にあったと考えられるのが、常陸平氏流の後に大掾氏と称した氏族である。大掾氏は、鎌倉幕府によって「府中地頭」（『吾妻鏡』建保二年九月十九日条）とされ、むしろ幕府側の勢力として国衙機構内での立場を徐々に強固なものとしていくことになるが、平姓の税所氏の出現には、後述のようにこの大掾氏の政策と密接に関わっていたことが推測される。

既に言及したように、少なくとも十四世紀初期には、大掾・税所両氏を頂点とする在庁・供僧の府中内での共同体的な構成が具現化されており、この二氏の卓越した地位は、ほぼ確立されていたのである。

税所氏については、内部に「幹」を通字とする惣領というべき一流と、平岡（百済）を名乗り「成」の字を通字とする庶子系一流の二つの流れが確認されている。⁽⁶⁶⁾このことは、例えば元亨三年（一三二三）二月十日の平岡家成譲状⁽⁶⁴⁾では、平岡家成が「惣領彦四郎成幹」に田畠を譲与していること等からも裏付けることができる。平岡氏は「健児所検断職」⁽⁶⁵⁾を掌握していたことが確認されるので、恐らく惣領税所氏のもとには税所職が継承されていたのではあるまいか。

では、平姓税所氏の成立とは、いかなる意味をもっていたのであろうか。

常陸国の場合、十三世紀末～十四世紀初期に至るまで、公家側の目代の勢力が残存していたものと推定され、大掾氏が国衙内部で強力な主導権を発揮していくのは、この時期以降であったものと考えられる。国衙内部の実権掌握にとって税所のもつ機能と「国衙文書」の所管は必須の課題であったに相違ない。

その一環として、大掾氏による税所職の掌握化が平姓税所氏の誕生だったのではあるまいか。恐らく大掾氏一族と税所氏との婚姻あるいは養子関係を媒介として、掌握化が図られたと考えておきたい。⁽⁶⁷⁾それは、従来から税所職を保持していた百済姓税所氏への一種の圧迫によるものとも考えられるのである。

延文六年（一三六一）、大掾氏が大田文の注進に携わっていることは、⁽⁶⁸⁾他国の場合専ら守護がその任にあたるものと考えられるのに対して、常

陸国の場合の特殊性を反映しているものと考えられる。これまでの研究成果によれば大掾氏の中世を通じての守護職補任は確認できず、むしろ大掾氏のもつ国衙の中核としての立場が守護勢力を容易に近づけない大きな存在となっていたのである。鎌倉府よりの賦課が常陸国の場合、大掾、小田氏等に分割して命じられており、守護佐竹氏への一元的な賦課権の付与がなされないような状況であった。このことから、大掾氏及びその一族の常陸国内での有力な立場を再確認することができよう。

また、税所氏は先の推定を裏付けるように、大掾氏を惣領とも称しており、くり返しになるがその一族化は明らかで、合戦等に大掾の指揮を得て参戦しており、十四世紀以降は、大掾氏と同様国人領主的な存在と化していったのである。

以上のようにみると、平姓税所氏の成立は、大掾氏が国衙の掌握を果たしていく上で大きな意味をもち、その点においても、税所氏のもつ機能及びその保持する大田文を代表とする「国衙文書」の所管が重要な意義を有していたといえるであろうと思う。

五 大田文と税所職

本来国衙における税所は、正税、官物等の収納を任とする機関であり、このような税所の機能の根幹をなす賦課のための土地台帳が大田文であったと考えられる。大田文は、院政期にその起源をもつとされ、

「田文」「図田帳」「作田惣勘文」とも呼称されている一国内の公領、荘領の田数等を記したものである。それは「一国全体の統一的な仕事」をもっとも明らかに表現するもの」とされるほどの重要性を帯びていたとされ、これらの点からも、鎌倉期以降の「国衙文書」の中でも最も重要な意義をもち、一国規模の賦課及びそれに伴う一国支配の基礎となるものであったといえる。

嘉元四年（一二〇六）の「造伊勢□宮役夫工米」徴収のために作成された嘉元の大田文の注進主体は、「税所平／大掾平／目代前加賀守」の三者であったが、この時実際に作成に携わったのは、後に検討するように税所氏とみてほぼ誤りないであろう。

常陸国では、この嘉元の大田文の他に、弘安二年（一二七九）の年紀をもつ弘安の大田文が伝えられており、二種類の大田文が現存する希少な事例となっている。

さて、ここではこれら二つの大田文の伝来について検討し、税所氏と大田文との問題について考えてみたい。

弘安の大田文は、前欠ながら税所氏の伝えた文書群である現存の『税所文書』中に伝来していることがその大きな特色である。この大田文に関して、同様に次のような文書も伝来している。

常陸国太田文事、任被仰下之旨、一卷写進覽之候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

延文六年五月三日

（奥書）大掾
散位詮国（花押）

進上 御奉行所

この史料によれば、大掾詮国が、延文六年（一三六一）「被仰下之旨」に任せて、「常陸国太田文」を書写し、「御奉行所」へ進覧したことが知られる。ここで注目すべきことは、弘安の大田文の紙継目毎に大掾詮国の裏花押がみえることであり、延文の時点で写されたのがまさに現存の弘安の大田文であった可能性が高いといえる。

先の史料の「御奉行所」については、室町幕府の奉行所とみるか、あるいは鎌倉府の奉行所とみるかの二つの意見があるが、私は鎌倉府の奉行所と考えている。⁽⁷⁶⁾

さて、この弘安の大田文が、たとえ延文年間の書写であっても、税所氏のもとには、この案文作成に際して、もともとあった弘安の大田文が存在していたことが推測される。注進の主体は、あくまでも大掾詮国であるが、実際に書写に携わったのは大田文の伝来や、税所のもつ役割等からみて、税所氏であると考えられるのではあるまいか。

こうした大田文原本の税所氏保持については、次の嘉元の大田文の検討からも裏付けられる。左にその一部を掲げると、

〔端裏書〕
「税所殿よりの田文案文」

注進 常陸国造伊勢□宮役夫工米田数事

合老段別老舛四合定

一、奥郡 千五百九十町六段六十卜内^{〔歩〕}

（中略）

嘉元四年八月十日

税所平

大掾平

目代前加賀守

とある。

既述の通り、嘉元の大田文は伊勢造宮役夫工米徴収のための基礎台帳として作成されたものであるが、注目されるのは端裏書の文言である。

この「税所殿よりの田文案文」なる文言によって、この大田文が案文であり、また、この案文は、「税所殿」より送付されたものであるか、あるいは、「税所殿」より送付された田文の控えを作成し、それ故に案文と記したのか、いずれかの意味をもつものと考えられる。この大田文は、中世のある時期に、大掾氏一族真壁氏のもとに伝来することとなった経緯が知られるが、その後近世に至り佐竹氏のもとに献じられ、伝えられることとなった。⁽⁷⁸⁾

しかし、大田文の原本（もともとあったという意味ではあるが）は、この端裏書を先の二通りに解釈しても税所氏のもとに存在していたことはほぼ誤りないであろうと思う。

以上の弘安・嘉元の両大田文の伝来等の検討から、税所氏のもとに、もともとあった大田文の原本もしくはそれに近い形のものが存在し、これらによって役夫工米等の徴収のための注進状が作成されていたことが推測できた。

そして他方建久八年（一一九七）の大隅国田田帳⁽⁷⁹⁾の注進主体として

「大判官代藤原」等とともに、「税所散位藤原朝臣」なる人物がみえるが、これも常陸国と同様に、税所が大田文の作成主体として関与していたと推定される一例であると考えられる。

さて、以上大田文と税所及び税所氏について検討してきたが、この大田文等のいわゆる「国衙文書」は、職と密接に関わりをもっていたものといえる。即ち税所職である。

中世において、世襲・請負化された職掌が職化していたことは一般的な事象であり、貞治三年（一三六四）の大友氏時所領所職注進状案には、「豊後国守護職」等とともに「同税所職」とみえ、また天福二年（一二三四）八月の大隅国庁宣案にも安堵の対象として「税所職」が確認されるなど、税所のもつ職掌及び所領（得分）が職化されていたことが知られている。

常陸の税所氏の場合、税所職の保持を示す史料は管見では確認できないが、当該期の国衙在庁官人層内部で「神主職」⁽⁸³⁾「在庁職」⁽⁸⁴⁾あるいは「健児所検断職」⁽⁸⁵⁾という国衙に関わる職の存在が確認されることから、当然税所職の保持は想定されてもよいであろう。

先の大友氏の所領所職注進状にみえるように、豊後国守護職とともに、税所職及び在国司職、検非違所惣追捕使職等を大友氏が掌握していることは、守護の一国規模での支配にとって税所職が不可欠な要素の一つであったことを物語っている。このような税所職に付随したのが「国衙文書」としての大田文等であると考えられるのである。守護の大田文

掌握は室町期以降の守護段銭の創出と密接に関わっており、毛利氏や上杉氏等の例が明らかにされている。⁽⁸⁶⁾

これらの点をまとめてみると、税所氏もその存立の背景には、税所職とそれに伴う「国衙文書」——それは大田文を基本とするが、そのみにとどまらない——の保持があり、十三世紀後半〜十四世紀にかけてみられる平姓税所氏の誕生は、大掾氏の国衙機構内の地位の確立過程における税所職の掌握と、それに伴う大掾一族の税所氏継承の一環であったとみることができるとする。

常陸の場合、鎌倉期の守護小田・宍戸両氏及び南北朝期以降の守護佐竹氏ともに国衙への直接的支配は貫徹し得なかったのは、ほかならぬ大掾氏とその一族（常陸平氏一族）の存在によるものであり、むしろ非守護の大掾氏の国衙及び税所職掌握が、国衙在庁・供僧の機構をかなり遅い時期まで温存させるに至らせた一つの要因であったと考えられるのである。

六 税所氏の機能

ここでは、税所氏の果たした役割、機能について考えてみたい。

国衙機構の重要な機能の一つとして国衙正税の徴収があげられる。中世常陸国における国衙正税の徴収の一端を示すと考えられているのが次の史料である。

〔端裏書〕
「六月廿一日」

一常陸国十六郡上^{正税}以下御得分事

一奥七郡 那珂西 同東 久慈西 同東 佐都西 同東 多珂郡

一眞壁郡 笠間郡 北郡 南郡 河内郡 関郡 伊佐郡 北条郡

吉田郡 鹿島郡 行方郡 此両郡者、国司御得分無之、(以下略)

この史料は、『教王護国寺文書』の一点として伝来し、端裏書の「六月廿一日」は本文書の作成日時とは断定できないので年月日未詳ではあるが南北朝期のものとされている文書である。即ち暦応四年(一二三四)常陸国が東寺修造料所となったことから、東寺に伝来するに至った史料と推定されている。⁽⁹²⁾

内容は冒頭に「常陸国十六郡上^{正税}以下御得分事」とみえるように、常陸国十六郡の正税と、その他の国司得分について書き上げたものと解することができるが、注目すべき点は、各郡の正税沙汰人を記していることである。

常陸国において鎌倉末期に至るまで、国衙正税が実際に徴収されていたことは、鎌倉末期～南北朝初期の史料と考えられている常陸国眞壁郡の長岡郷田在家以下相論文書目録断簡に「⁽⁹³⁾通^(二カ) 国衙正税返抄^(元徳) 同二・三兩年分」(傍点筆者)とみえることから確認されるので、前掲の史料はある程度実態を示すものとみえることができる。

まず、冒頭にみえる十六郡とは、奥七郡を含めて吉田郡までがその範囲であり、鹿島・行方両郡は「国司御得分無之」とみえるように正税の

徴収対象とはなっていない。これはこの両郡が常陸国一の宮鹿島社の神領とされていたためではないかと推測される。⁽⁹⁴⁾ また奥七郡に正税の沙汰人名が記されていないのは、この地域が佐竹氏独自の支配を行っていた地域であり、南北朝期以降佐竹氏が守護となっていたためであろうと考えられる。

次に、沙汰人に注目してみたい。この史料によれば、各郡の沙汰人・郡名等は表二のようになっている。

表二 正税沙汰人・郡名・田数一覧

沙汰人	郡 名	田 数		
		丁	反	歩
大 掾	河内, 関, 伊佐	235,	4,	180
税 所	眞壁, 北条, 吉田	963,	5,	300
弓 削	笠間, 北	309,	4,	60
杉 大夫	南郡	292,	7,	240

(田数は嘉元の大田文による)

九郡の正税沙汰人は、大掾、税所、弓削、杉大夫の四氏によって構成されており、また嘉元の大田文によって、各郡の公田数合計を示すと上表の田数のようになる。

このデータから、税所氏の担当する田数の圧倒的優位が指摘できるが、一方、正税の沙汰は、税所氏のみで行われるのではなく、大掾、弓削、杉大夫といった在庁官人層によって行われていたことにも注目しておく必要がある。なお、弓削、杉大夫は、佐々木銀弥氏の指摘⁽⁹⁵⁾のように、氏族としての名称ではなく、むしろ「職」として相伝してきた役職名であると考えられ、掾官グループのいずれかの氏族が世襲化していたものと考えられる。杉大夫については、清原氏が

継承していることが確認できる。⁽⁹⁶⁾

このように、税所氏は、その機能の一つとして南北朝期に至るまで国衙正税の沙汰人として活動している姿を捉えることができたが、先に述べたように他の在庁官人もこの沙汰に関与していることも国衙のあり方を考える上で重要であろう。

次に、一国平均役の役夫工米徴収の問題について言及しておきたい。『税所文書』中には、役夫工米賦課及び徴収に関わるいくつかの史料が残されており、特に室町期の実態の一端を知ることが可能である。

一国平均役は、荘領・公領を問わない一国規模の賦課である点においても、国衙機構と密接に関わっている。既に言及したように嘉元四年の大田文は、伊勢神宮造営のための役夫工米徴収のために注進されたものであり、その作成には税所氏が大きく関与していた。これらの催徴権は南北朝末期を画期として公家側から幕府へ移ったとされているが、⁽⁹⁷⁾常陸の場合は、必ずしもこうした理解ではとらえきれず、むしろ地域によっては再考の余地がある事例として位置付けられる。

『寛正三年正遷宮雜録』⁽⁹⁸⁾には、

一せん／＼両宮造替遷宮は、自往古、明徳（二年）の御せんぐう（大神宮）までは、造営使諸国に大使を入、役夫工米を悉徴^(収カ)をとげて、造進し奉者也、しかるを応永十四年に、内宮造営使をはじめて申うけて、国々の役夫工米を守護に被仰付（以下略）

とみえ、各地に神宮から徴収のための大使を派遣し、守護にその徴収を

命じていることがわかる。鎌倉後期には幕府を通じて守護がその任にあたっていたことは、既に石井進氏の指摘がある。⁽⁹⁹⁾

また、延文三年（一三五八）には、造伊勢大神宮所牒が安房国衙に下され、大使、小使、神部二人、鈴負一人が派遣され、⁽¹⁰⁰⁾徴収にあたっており、他国の場合もほぼこのような形式であったとみてよいだろう。

さて、役夫工米の徴収にあたっては、従来論ぜられてきたように国衙のもっていた機能が必要不可欠であったとされるが、常陸国の場合、税所氏が大きく関与していたことを示す史料がある。⁽¹⁰¹⁾

税所殿江渡申候切手郷事、

右、常陸国北郡内上曾郷、吉生郷、柿岡郷、治田郷、高倉郷、河俣郷、彼六ヶ郷於田数拾柒町壹段分者、相定切手郷候之間、任代々大使方証状旨、入野殿御口入候之間、此在所任先例可有御所務候、仍為後日証状如件、

永享六年八月十日

大使文世^(二志)

税所殿

この史料によって、役夫工米の賦課、徴収が切手郷とよばれる諸郷の設定によって開始されていることがわかる。切手郷とは、役夫工米徴収の対象となる郷であり、その田数は、ほとんどが大田文記載の公田数と一致する。

大使方の切手郷の設定を経て、税所氏へその所務を依頼している点は、注目に値するが、また、税所氏へは、これらの田数の中から、「式

拾町切手分令進之候⁽¹⁰²⁾」ともみえ、切手郷内より徴収される役夫工米の内から、得分を認められていることも特筆される。

役夫工米の賦課、徴収のプロセスには、大使方の切手郷の設定↓税所氏への所務の依頼↓切手(符)の配布↓収納という流れが推定できるが、切手郷の田数の基礎は大田文の田数であった⁽¹⁰³⁾。

また、元応二年(一三二〇)九月五日、橘郷大嘗会米免除訴状⁽¹⁰⁴⁾案ではその免除の根拠の一つとして「税所親浄避状」があげられており、税所氏の関与を裏付けることができるのである。

以上のような点から、税所氏のもつ役夫工米等の徴収、あるいはその賦課にあたって果たした役割は大きいといわざるを得ないであろう。それは何よりも国衙在庁の中で税所の機能と大田文等の「国衙文書」の保持が根幹となっていたのであり、一連の役夫工米賦課、徴収にあたっての関係文書の伝来も、その意味において「国衙文書」として位置付けることもできる。

最後に附言すれば、国衙のもっていた一の宮や惣社、国分寺の祭祀や諸行事との関係についても税所氏が大きく介在していたと思われる。

大掾氏及び税所氏が発給の主体となった文書中には、元龜三年(一五七二)六月五日の鹿島社七月祭大使職差⁽¹⁰⁵⁾定や、文和二年(一三五三)六月五日の鹿島社七月祭小使職差⁽¹⁰⁶⁾定は、税所氏の花押のみが据えられており、また同社の大使役に関わって、その差定の猶予を税所氏に申し入れて⁽¹⁰⁷⁾おり、国衙が本来担っていた祭祀の差定等の機能を、税所氏が継承し

ていたと判断される。

以上、三つの点について検討してきたが、税所氏が在庁官人の中核として、その諸機能を中世後期に至るまで担っていたことがある程度解明できたと考える。

七 むすびにかえて

以上、中世における常陸国衙中の税所氏の諸側面について考察してきた。税所氏は、在庁官人の中核として税所を司り、国衙の諸機能を担う卓越した地位を保っていたのであった。そして、中世後期に至るまで、役夫工米の賦課・徴収への関与や、従来の国衙が担っていた一の宮鹿島社の祭祀等に「国方」⁽¹⁰⁸⁾として関与するなど、国衙の機能を継承していたものと考えられる。

これは、非守護の大掾氏が国衙及び府中を掌握していたことと無関係ではあるまい。先述のように、中世を通じて、大掾氏の常陸国守護職補任は確認できず、鎌倉期には小田・宍戸両氏(一時期北条氏)、南北朝期以降は一貫して佐竹氏が守護であった。

国衙所在の府中地域へのこれらの守護勢力の浸透は容易に貫徹せず、一部で大掾職をめぐる小田氏の競望⁽¹⁰⁹⁾や、守護使の府中域への進出等⁽¹¹⁰⁾がみられるものの、結局いずれもその主張は退けられている。このため守護所も、小田、宍戸、佐竹氏の館がその機能を担っていたものと考えた

い。なお、常陸国の守護所の存在を窺わせる史料は、管見では二点確認できる。⁽¹¹⁾

このような状況から、国衙そのものの機能も、鎌倉中期頃までは目代の館や税所氏等の「所」に拠った在庁官人層の館に吸収され、また、それ以降は大掾氏及び税所氏の館に吸収されたのではないだろうか。⁽¹²⁾

嘉吉二年（一四四二）に至るまで形式的にせよ留守所下文が存在し、その発給主体の中心が税所氏と考えられ、また十五世紀以降、税所氏が国衙の祭祀に大きく関与している等、むしろ国衙のもっていた機能の一部が変質を遂げながらも税所氏のもとに継承・維持されていたのであり、室町期に至るまで国衙の機能が残存していたということも可能であろうと思われる。⁽¹³⁾そして、税所氏のもっていたこのような機能と「国衙文書」伝来の意義は改めて評価されるべきであろう。

なお、税所氏は大掾氏の戦国領主化と共にその家臣化していったものとも考えられるが、天正十八年（一五九〇）の佐竹氏の大掾氏討伐後もイエとして存続し、近世に至り府中六名家の一つとして『税所文書』を伝来させるに至っている。⁽¹⁴⁾こうした事象そのものも興味深い課題の一つであるが、いまは附言するにとどめておきたい。

また、税所氏以外の在庁官人の系譜をひく人々の中世を通じての存在形態の解明等、残された問題は多いが、今後の検討課題としたい。大方の御叱正をいただければ幸いである。

〔補註〕

(1) 同氏『日本中世国家史の研究』（岩波書店、一九七〇年）所収の諸論文は、特に鎌倉幕府の国衙の掌握、あるいは大田文の性格等について解明したものと見て画期的な業績といえよう。

(2) 一般に国衙文書とは、国務文書とも称し、国衙から発給された文書、国務に關して発給された文書の総称とされている。（『古文書用語辞典』柏書房、一九八三年）ここで「国衙文書」と使用するのには、国衙在庁官人が、その職務の遂行にあたって作成した文書及び、職務に關して受給した文書等を含めて、このように呼称したい。梶木良夫氏は「中世前期における国衙税所の歴史的意義」『ヒストリア』一一八号、一九八八年（正応四年）六月十八日豊前国在庁請文『鎌倉遺文』〔23巻〕一七六三二号）によって国衙文書を「一國平均役に関する文書」とみているが、私は、これらを含めたものとして、先述のように考えておきたいと思う。また本稿では従来の用語とは区別するため、カッコ付で用いることとする。

(3)(4) 註(1)石井氏著書所収「第二章 幕府と国衙の一般的關係」。

(5) 羽下徳彦氏「越後に於る守護領国の形成―守護と国人の關係を中心に―」『史学雑誌』第六八編八号、一九五九年）、岸田裕之氏「守護赤松氏の播磨国支配の發展と国衙」『史学研究』一〇四、一〇五号、一九六八年）、のち同氏『大名領国の構成的展開』（吉川弘文館、一九八三年）に再所収。

(6) 『茨城県史料 中世編Ⅰ』（茨城県史編さん中世史部会編、一九七〇年）及び、『同中世編Ⅱ』（同編、一九七四年）に所収。『税所文書』は現在三帖に仕立てられているが（近世末期の水戸藩彰考館の採訪のち、立原翠軒によって三帖の折本に仕立てられた）、故あって、第一帖（一九点所収）が茨城県石岡市の山本氏所蔵となり、残りの第二（四一点所収）・三帖（ほとんどが近世文書で同書では未翻刻である）が同東茨城郡大洗町の山戸氏所蔵となっている。そのため第一帖が中世編Ⅰに、第二帖が中世編Ⅱにそれぞれ翻刻される形となっている。本稿ではこれらを区別するため、以下の註では、山本一、及び山戸本一のように表記し引用することとしたい。また初出のみ、年月日、文書名

を付しておく。これらの文書群の概略は、中世編Ⅰ・Ⅱの解説が有益であるが、伝えた税所氏の性格から一応国衙関係文書と名づけておきたい。

- (7) 『茨城県史料 中世編Ⅰ』所収。本文書群は国衙祭祀と密接な関係のあった常陸国総社（茨城県石岡市所在）に伝来したもので、四八点に及ぶ中世文書群である。現状は、四五通が安政二年（一八五五）に一帖の折本装とされ、他は未装丁のまま伝来している。これらの文書群の概略は、同じく中世編Ⅰの解説が有益であるが、伝来させた清原氏は、国衙在庁官人であるとともに総社祭祀に関わる神主職を保持していた。そのため一部には清原氏の家としての文書を含むが、国衙機構の一端を示す史料も多く、こうした点から『税所文書』とともに国衙関係文書と称するに値する。以下の註では、総社一号のように引用し、初出のみ年月日、文書名を付す。しかし、『税所文書』と共に本文書群には、案文、写等も多く含まれていると考えられ、これらの再検討は今後の課題であるが、今回の論述では、『茨城県史料 中世編Ⅰ・Ⅱ』の判断に従っている。

- (8) 同氏「中世常陸の国衙」（『歴史』三二号、一九六六年）。

- (9) 同氏「初期鎌倉政権と国衙在庁機構について―常陸国を中心として―」（『史冊』一六号、一九七五年）。

- (10) 同氏「中世前期の都市と文化」（『講座日本歴史3 中世Ⅰ』東京大学出版会、一九八三年）。同「中世前期の国府―常陸国府を中心に―」（『国立歴史民俗博物館研究報告第八集』国立歴史民俗博物館、一九八五年）。尚、義江氏の前者の論文をA論文、後者のものをB論文としておく。

- (11) 同氏「荘園公領制社会における都市の構造と領域―地方都市と領主制―」（『歴史学研究 増刊号』五三四号、一九八四年）。

- (12) 古代律令制下の常陸国衙及びそれを取りまく国府域は、現在の茨城県石岡市内に所在していた。その変遷等については、註(10)義江論文及び豊崎卓氏『東洋史上より見た常陸国府・郡家の研究』（山川出版社、一九七〇年）等を参照のこと。尚、中世以降も、国衙のもっていた機能は、これらの地域より出ることにはなかったと考えられる。また、中世以降これらの地域は、府中と呼称さ

れるに至っている。

- (13) 『日本思想大系八 古代政治社会思想』（岩波書店、一九七九年）所収。

- (14) 同氏「国衙支配の展開」（『岩波講座日本歴史 古代四』岩波書店、一九七六年）。

- (15) 常陸国衙発給の留守所下文の初見は、仁平元年（一一五一）四月八日の同下文案がそれである（『吉田神社文書』『茨城県史料 中世編Ⅱ』所収）。この存在によって少なくとも十二世紀半ばには留守所の成立をみていたことは確実である。尚、これ以降の留守所下文については表一を参照。

- (16) 主として鎌倉期以降の史料に、税所（山本本四号、文永三年十二月十一日、関東下知状）、健児所（山本本二一、元徳三年三月日、常陸国庁宣案）、国掌（所カ）（総社四一、元応元年十月日常陸国在庁・供僧等訴状断簡（前欠））等の名称がみえるので、平安末期には、このような所が成立していたと考えておきたい。尚、健児所の歴史的な性格については、下向井竜彦氏「健児および健児所についての一考察」（『修道中・高等学校研究紀要』一号、一九八三年）がある。

- (17) 『東大寺文書』『平安遺文』（二巻）四二〇号。

- (18) 近年の成果として註(2)梶木良夫氏の論文「中世前期における国衙税所の歴史的意義」があり、本稿でも多くの示唆をうけた。

- (19) 五味克夫氏「大隅国御家人税所氏について」（『鹿大史学』九号、一九六一年）は大隅国の税所氏の動向を論じたものである。

- (20) 『大日本古文書 相良家文書之一』中には税所氏宛の文書が散見され、同国における税所氏の存在が確認される。

- (21) 『若狭国税所今富名領主代々次第』（『群書類従』四所収）は、税所名としての今富名の代々の領主名を記したものであり、このような文書の存在自体税所のもつ意味を考える一つの素材となる。

- (22) 表一の作成にあたっては、網野善彦氏「常陸国における荘園・公領と諸勢力の消長（上）」（『茨城県史料研究』二三号、一九七二年）によって多くの示唆をうけた。

(23) 同氏「荘園公領制の展開」(『講座日本歴史 中世Ⅰ』東京大学出版会、一九八三年)。

(24) 常陸平氏については、内(高)田実氏「東国における在地領主制の成立—中世的郡郷の成立と在地領主制の展開—」(『日本歴史論究』二宮書店、一九六三年)、及び石井進氏『日本の歴史12 中世武士団』(小学館、一九七四年)が詳細な分析を行っている。しかし、鎌倉期以降の中世を通じての大掾氏の全体像は、史料制約によって未知の部分が多く、今後の大きな課題の一つである。

(25) 管見では、『税所文書』中の二種及び石岡市山内安次氏所蔵の一種、中山信名の編にかかっている一種(静嘉堂文庫所蔵)の合計四種が知られるが、いずれも近世に至って成立したものである。尚、山内安次氏所蔵のものについては、岩崎宏之氏の史料提供による。

(26) 『石岡市史 下巻』(石岡市史編さん委員会、一九八五年)所収「中世編」(三四七頁以下) 池田公一氏の執筆部分。

(27) 『茨城県史料 古代編』(茨城県史編さん原始古代史部会、一九六八年)。

(28) 利光三津夫、上野利三氏「律令制下の百済王氏」(『法史学の諸問題』利光三津夫編、慶応通信株式会社、一九八七年)。

(29) 『日本書紀』(『新訂国史大系』天智紀五年是冬条。

(30) 『類聚符宣抄』(『新訂国史大系』第八、任符。

(31) 総社四十一号の署判にみえる清原弘成、伴家親、大春日光家等。

(32) 本稿第四章で後述。

(33) 山本五号、弘安二年、常陸国作田惣勘文案(前欠)。以下の論述では便宜上、弘安の大田文と称す。尚、本文書の史料性格については、鴨志田昌夫氏「常陸国弘安二年「作田惣勘文」の一考察」(『茨城県史研究』一九号、一九七一年)がある。

(34) 嘉元四年八月十日の本大田文は、造伊勢□宮の役夫工米徴収のために注進されたもの。伝来の問題については、註(77)論文を参照。東京大学史料編纂所蔵『所三男氏持参文書』(3071・36-160)所収。尚、現在の原本の所在は不

明。以下の論述では便宜上嘉元の大田文と称す。

(35) 山本本一四号、元徳三年三月日、常陸国庁宣案。

(36) 山本本一四号。

(37) 山本本一〇号、元亨三年二月十日、平岡家成讓状。同一一四号。同一四号。

(38) 山本本四号。

(39) 山本本七号、正安四年六月十三日、税所宗成和与状。

(40) 山戸本一四号、応永十七年十二月十三日、江橋某沽却地打渡状。

(41) 第五章参照。

(42) 山本本一一号。

(43) 山戸本一五号、応永二十八年十一月六日、大掾満幹安堵状。

(44) 山本本九号、元亨二年三月二日、真壁郡役夫工米田数注文。山戸本一六号、正長二年八月十日、役夫工米大使一志文世書状。

(45) 総社四号、弘安七年七月十七日、大春日高家讓状案。同九号。

(46) 『真壁町史料 中世編Ⅰ』(茨城県真壁町史編さん委員会、一九八三年)所収「真壁文書」一七号、文和五年三月日、真壁広幹代良勝言上状。

(47) 中世後期、税所氏は、鎌倉府体制下の国人領主として、沙汰付の両使の一人として活動している姿を認めることができる。『円覚寺文書』二六二号、永徳三年十月六日鎌倉御所^清御教書(鎌倉市史 史料編第二)鎌倉市史編纂委員会、一九五六年)に、常陸国南郡小河郷内益戸常陸介篤政法師跡を、税所安房守に吉原薩摩守と共に円覚寺雑掌に沙汰付するよう命じており、税所氏は鎌倉府の奉公衆とみえることも可能である。

(48) 第二章中の表一を参照のこと。

(49) 総社四一號。

(50) しかし、残念ながら、この時の知行国主については明らかでない。また、この史料がいかなる経緯で『常陸国総社宮文書』中に伝来しているのかも今後の課題としなければならない。

(51) 同氏編『茨城県古文書集成 総社神社文書』(一九六二年)解説。

(52)(53) 同氏「中世成立期軍制研究の一視点—国衙を中心とする軍事力組織に

ついで―」(『史学雑誌』第七八編一二号、一九六九年)。

(54) 『鎌倉遺文』(7巻) 四六九一号。

(55) 『鎌倉遺文』(10巻) 七〇八九号。

(56) 『鎌倉遺文』(31巻) 二四一五二号、延慶三年十二月二十三日、大隅国々宣案に、大隅国調所書生職并主神司職等について、「在庁等捺連署状」とみえ、在庁官人層が連署した訴状を提出している事態がみえる。

(57) 義江B論文。

(58) 総社二五号、元徳二年十月廿三日、常陸国総社供僧快智讓状。尚、他にこれらの文言をもつものとして総社二九号、康永四年十二月廿五日、大春日盛家讓状がある。

(59) 註(52)同氏論文。

(60) 山本本四号。

(61) 山本本七号。

(62) 常陸平氏一族は、名前に「幹」の通字を使用することが特徴である。『常陸大掾系図』及び『常陸大掾伝記』(『統群書類従系図部』所収)等によれば、平繁盛の子の維幹より代々「幹」の字を使用しており、常陸国内へ簇生していた常陸平氏一族も同様である(但し小栗氏は「幹」の文字を使用していない)。

(63) 山本本一〇号及び同一一号等。

(64) 山本本一〇号。

(65) 山本本一一号。

(66) 註(9)間宮幸恵氏論文及び義江B論文等による。

(67) 大掾氏と税所氏との一旅化の具体的なプロセスについては不明な点が多いが、義江B論文によって、このように考えておきたい。

(68) 第五章参照。

(69) 佐藤進一氏『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』(東京大学出版会、一九七一年)及び『室町幕府守護制度の研究上』(同、一九六七年)の成果による。

(70) 『茨城県史 中世編』(茨城県史編さん委員会、一九八六年)。

(71) 山本本一三号、建武五年八月日、税所虎鬼丸^{治幹}軍忠状。

(72) 石井進氏「院政時代」『講座日本史2』(東京大学出版会、一九七〇年)。

(73)(74) 註(1)石井氏著書。

(75) 山戸本八号、延文六年五月三日、大掾詮国書状。

(76) 伊藤喜良氏「鎌倉府覚書―幕府統治機関からの「自立」過程の基礎的分析を中心として―」(『歴史』四二号、一九七二年)。尚、『大日本史料第六編之二十三』では、室町幕府宛としている。私は、東国が鎌倉府体制下にはいり、社寺の造営等が鎌倉府の賦課によってなされている等の点から、延文の時点での「仰下」の主体は鎌倉府ではないかと推測したい。しかし、この時の大田文の注進命令が、常陸国以外の鎌倉府管国にもなされているのかどうかは今のところ不明といわざるを得ない状況であり、今後の考察を俟ちたい。

(77)(78) 本文書の伝来については、糸賀茂男氏「常陸国田文の史料性格」(『茨城県史研究』五三号、一九八四年)、及び増田弘邦氏「嘉元四年常陸国田文(常陸国造伊勢□宮役夫工米田数帳)の諸本について」(『東京都立竹早高等学校研究紀要』三号、一九八五年)を参照されたい。但し両氏の諸写本の位置付けには疑問点も若干存在し、別稿にて論じたいと思う。

(79) 『鎌倉遺文』(2巻) 九二四号。

(80) 先述のように、若狹国税所今富名^三の存在等は、その一例であると考えられる。

(81) 『神奈川県史 資料編3 古代中世史料上』四四九二号。

(82) 『鎌倉遺文』(7巻) 四六八六号。

(83)(84) 総社一六号、正和五年十月七日、清原師幸讓状。

(85) 山本本一一号。

(86) 田沼陸氏「室町幕府・守護・国人」(『岩波講座日本歴史 中世三』岩波書店、一九七六年)。

(87) 註(5)論文参照。

(88) 『税所文書』にみえる、役夫工米賦課・徴収のための文書も、広い意味で「国衙文書」の範疇にはいるであろうと思う。

- (89) 註(70)に同じ。
- (90) 赤松俊秀氏編『教王護国寺文書二』(平楽寺書店、一九六一年)所収四九六号、(年未詳)〔六月二十一日〕、常陸国正税以下得分注文案。
- (91)(92) 註(90)の注記及び、佐々木銀弥氏「中世常陸の国府六斎市とその商業」(『茨城県史研究』一八号、一九七〇年)参照。のち同氏『中世商品流通史の研究』(法政大学出版会、一九七二年)に再所収。
- (93) 『真壁町史料 中世編Ⅱ』(茨城県真壁町史編さん委員会、一九八四年)所収『真壁長岡古宇田文書』一〇号。
- (94)(95) 註(91)佐々木氏論文。
- (96) 総社三三三号、貞和四年三月日、沙弥某樞大夫補任状。
- (97) 『茨城県史料 中世編Ⅱ』所収『税所文書』解説。
- (98) 『古事類苑 神祇部三』所収。
- (99) 註(1)石井氏著書。
- (100) 註(98)に同じ。
- (101) 山戸本一九号、永享六年八月十日、役夫工米大使一志文世安堵状案。
- (102) 山戸本一六号。
- (103) 切手郷の田数は、現存の弘安・嘉元の両大田文の田数に、ほぼ一致する。
- (104) 『鹿島神宮文書』一一〇号(『茨城県史料 中世編Ⅰ』所収)。
- (105) 山戸本二九号、元龜三年六月五日、鹿島社七月祭大使職差定。尚、常陸大掾氏一族が頭役で勤仕する鹿島社大使役については、水谷類氏「鹿島社大使役と常陸大掾氏」(『茨城県史研究』四二号、一九七九年)がある。
- (106) 山本本一七号、文和二年六月五日、鹿島神宮七月祭礼小使職差定。
- (107) 山戸本三四号、(永享六年)七月廿五日、民部丞朝幹書状・同三七号、(年未詳)六月一日、玉造辰勝書状案等。
- (108) 山戸本三四号に、「国・社家御同心ニ申御沙汰」とみえる。この場合の国とは税所氏方を指すものと考えられ、国方即ち国衙側としての税所氏の姿を認めることができる。

- (109) 総社二号、安貞元年十二月二十六日、鎌倉將軍家藤原經御教書案によれば、小田知重が大掾職を競望したが「新儀之企」としてその主張を退けられ、大掾朝幹の継承が認められている。
- (110) 総社三三三号、延元元年九月日、清原師氏訴状(前欠)では、府中総社内の米吉名について、穴沢六郎次郎なる者が「守護御使石河余三」に属して非分の競望を主張していることが知られる。しかし、この訴状によって清原師氏の知行が認められたのかどうかは不明であるが、守護御使とよばれる守護勢力の府中内への進出の一端は知ることができる。私は、結局は、清原氏の主張が認められたのではないかと思う。
- (111) いずれも鎌倉期のものである。
- (i) 安貞二年五月十九日、関東下知状(『鹿島神宮文書』三一七号『茨城県史料 中世編Ⅰ』所収)
- (ii) 建長三年十一月二日、平忠幹注進状写(前欠)(『吉田神社文書』八四号『茨城県史料 中世編Ⅱ』所収)
- (i)では「為守護所沙汰札返則追捕物於政親」とみえる。この時の守護は小田知重である。次に(ii)では「而彼法師依殺害之罪科、被召籠守護所被行罪科畢」とみえる。この時の守護は安戸国家と推定される。私は、これらの点から、守護所は、小田・安戸氏のそれぞれの館に移っていたものと考えたい。南北朝期以降の守護佐竹氏についても同様である。(傍点筆者)
- (112) 義江B論文でも同様に推測されており、この見解に従いたい。
- (113) 註(8)島津氏論文参照。また、上総国の国衙機構を論じた高村隆氏「中世上総国における守護と国衙についての覚書」(『日本大学生産工学部報告B』一六一号、一九八三年)も当該期の国衙の機能の残存について指摘されており、本稿と問題関心を同じくするものである。
- (114) 註(26)『石岡市史 下巻』に、近世の税所氏についての記述がある。